

平成 25 年 5 月 24 日

各 位

株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行
代表取締役社長 馬場 信輔
(コ ー ト 〃 番 号 : 8 3 0 4)
問合せ先: コーポレートコミュニケーション部
部長: 梶谷博之 (電話: 03(3263)1111)

定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 25 年 5 月 24 日開催の取締役会において、以下のとおり、平成 25 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会ならびに普通株主による種類株主総会に、四半期配当等に係る定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当行は、昨年、株主の皆様のご了解をいただき、公的資金完済に向けた道筋を確かにするとともに、株主の皆様の利益に資する包括的な資本政策として「資本再構成プラン」を策定・実施いたしております。また、そのプランの一環として、平成 25 年度より、普通株主の皆様に対し、四半期ベースの配当支払いを予定しております。

本件は、これに伴い、定款に四半期配当の基準日を定めるとともに、公的資金である優先株式の性質を踏まえ、甲種優先株式および丙種優先株式に関する優先四半期配当の定めを設けるものです。なお、公的資金の分割返済に相当する特別優先配当につきましては、年 1 回のお支払いに変更はございません。

また、役付取締役の選任や職務の定めについて条文を簡潔にする等の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りです。

3. 日程

定時株主総会開催日 平成 25 年 6 月 26 日 (注)

効力発生予定日 平成 25 年 6 月 27 日

(注) 普通株主による各種類株主総会も同日に開催します。

4. その他

定款変更の効力は、平成 25 年 6 月 26 日に開催を予定している定時株主総会にて、本定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決されることに加え、同日に開催を予定している普通株主による種類株主総会において本定款一部変更と同内容の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、平成 25 年 6 月 27 日付でその効力が生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能種類株式総数) 第 7 条 当銀行の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。 1 普通株式 37億7,200万株 2 甲種優先株式 2,407万2,000株 3 丙種優先株式 <u>4億3,333万3,500株</u> なお、本定款において甲種優先株式及び丙種優先株式を優先株式と総称する。	(発行可能種類株式総数) 第 7 条 当銀行の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。<u>ただし、普通株式又は優先株式につき消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u> 1 普通株式 37億7,200万株 2 甲種優先株式 2,407万2,000株 3 丙種優先株式 <u>2億1,457万9,295株</u> なお、本定款において甲種優先株式及び丙種優先株式を優先株式と総称する。
(単元株式数) 第 8 条 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。	(単元株式数) 第 8 条 当銀行の単元株式数は、<u>全ての種類の株式につき</u>1,000株とする。
(優先配当金) 第 13 条 当銀行は、第<u>51</u>条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主と称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主と称する。）に先立ち、それぞれ別紙1に定める額の金銭（丙種優先株式については、別紙1に定める基本優先配当金と特別優先配当金の合計額とし、以下優先配当金と称する。）を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第14条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 2～3 （省略）	(優先配当金) 第 13 条 当銀行は、第<u>49</u>条に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主と称する。）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主と称する。）に先立ち、それぞれ別紙1に定める額の金銭（丙種優先株式については、別紙1に定める基本優先配当金と特別優先配当金の合計額とし、以下優先配当金と称する。）を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、第14条に定める優先中間配当金<u>及び第14条の2に定める優先四半期配当金</u>を支払ったときは、当該優先中間配当金<u>及び優先四半期配当金</u>を控除した額とする。 2～3 （省略）
(優先中間配当金) 第 14 条 当銀行は、第<u>51</u>条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、それぞれ別紙2に定める	(優先中間配当金) 第 14 条 当銀行は、第<u>49</u>条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、それぞれ別紙2に定める額の

現行定款	変更案
額の金銭（本定款において優先中間配当金と称する。）を支払う。	金銭（本定款において優先中間配当金と称する。）を支払う。 <u>ただし、当該中間配当の基準日の属する中間期において、第14条の2に定める優先四半期配当金を支払ったときは、当該優先四半期配当金を控除した額とする。</u>
（新設）	（優先四半期配当金） 第14条の2 当銀行は、第49条に定める四半期配当を行うときは、 <u>優先株主に対し、普通株主に先立ち、それぞれ別紙2-2に定める額の金銭（本定款において優先四半期配当金と称する。）を支払う。</u>
（優先順位） 第20条 甲種優先株式と丙種優先株式の優先配当金 <u>及び</u> 優先中間配当金の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。	（優先順位） 第20条 甲種優先株式と丙種優先株式の優先配当金、 <u>優先中間配当金及び優先四半期配当金</u> の支払順位並びに残余財産の分配順位は、同順位とする。
（議長） 第23条 株主総会の議長は、 <u>会長又は会長の指名を受けた社長</u> がこれに当たる。 2 <u>会長が欠員のとき、又は会長に事故があるときは、社長、副会長、副社長、専務取締役が、この順位によりこれに代わる。副会長、副社長又は専務取締役が2名以上あるときは、あらかじめ取締役会の決議において、副会長相互間、副社長相互間又は専務取締役相互間の代行順位を定める。会長、社長、副会長、副社長、及び専務取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</u>	（議長） 第23条 株主総会の議長は、 <u>取締役会長又は取締役社長のうち、取締役会において最高経営責任者に任ぜられた者</u> がこれに当たる。 2 <u>前項で定める者に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。</u>
（取締役の員数並びに選任） 第28条 当銀行には、取締役 <u>30</u> 名以内を置く。 2～3 （省略）	（取締役の員数並びに選任） 第28条 当銀行には、取締役 <u>12</u> 名以内を置く。 2～3 （省略）

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第 29 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 (省略)	(取締役の任期) 第 29 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 (省略)
(会長、社長等) 第 31 条 取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから、<u>会長、社長各 1 名並びに副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役</u>を定める。	(会長、社長等) 第 31 条 取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから、<u>取締役社長 1 名</u>を定める。 2 <u>取締役会は、その決議をもって、取締役のうちから、取締役会長 1 名並びに取締役副会長、取締役副社長を定めることができる。</u>
<u>(会長、社長等の職務)</u> 第 32 条 <u>会長は当銀行の業務を統理する。</u> 2 <u>社長は取締役会の決議を執行し、当銀行の業務を統括する。</u> 3 <u>副会長、副社長、専務取締役及び常務取締役は、社長を補佐して常務を執行する。</u> 4 <u>会長及び社長に事故があるときは、副会長、副社長、専務取締役が、この順位によりその職務を代行する。副会長、副社長又は専務取締役が 2 名以上あるときは、あらかじめ取締役会の決議において、副会長相互間、副社長相互間又は専務取締役相互間の代行順位を定める。</u> 5 <u>会長、社長、副会長、副社長、及び専務取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより、他の取締役がその職務を代行する。</u>	(削除)
(取締役会の組織及び権限) 第 33 条 (省略)	(取締役会の組織及び権限) 第 32 条 (省略)
(取締役会の招集通知) 第 34 条 (省略)	(取締役会の招集通知) 第 33 条 (省略)

現行定款	変更案
(取締役会の決議の省略) 第 35 条 (省略)	(取締役会の決議の省略) 第 34 条 (省略)
(取締役会の議長) 第 36 条 取締役会の議長は、 <u>会長又は会長の指名を受けた社長がこれに当たり、会長が欠員のとき、又は会長に事故があるときは、社長、副会長、副社長、専務取締役が、この順位によりこれに当たる。副会長、副社長又は専務取締役が 2 名以上あるときは、あらかじめ取締役会の決議において、副会長相互間、副社長相互間又は専務取締役相互間の代行順位を定める。</u> 2 <u>会長、社長、副会長、副社長、及び専務取締役</u> に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。	(取締役会の議長) 第 35 条 取締役会の議長は、 <u>あらかじめ取締役会の定めるところにより、取締役会長又は取締役社長がこれに当たる。</u> 2 <u>前項で定める者に</u> 事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに代わる。
(取締役会の決議方法) 第 37 条 (省略)	(取締役会の決議方法) 第 36 条 (省略)
(取締役の責任免除等) 第 38 条 (省略)	(取締役の責任免除等) 第 37 条 (省略)
(相談役) 第 39 条 <u>取締役会の決議をもって相談役を置くことができる。</u>	(削除)
(監査役の員数並びに選任) 第 40 条 (省略)	(監査役の員数並びに選任) 第 38 条 (省略)
(監査役の任期) 第 41 条 (省略)	(監査役の任期) 第 39 条 (省略)
(常勤監査役の選定) 第 42 条 (省略)	(常勤監査役の選定) 第 40 条 (省略)
(監査役会の組織及び権限) 第 43 条 (省略)	(監査役会の組織及び権限) 第 41 条 (省略)

現行定款	変更案
(監査役会の招集通知) 第 44 条 (省略)	(監査役会の招集通知) 第 42 条 (省略)
(監査役会の決議方法) 第 45 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除く外、監査役の過半数をもって行う。	(監査役会の決議方法) 第 43 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
(監査役の責任免除等) 第 46 条 (省略)	(監査役の責任免除等) 第 44 条 (省略)
(根拠) 第 47 条 (省略)	(根拠) 第 45 条 (省略)
(特定社債取扱規程) 第 48 条 (省略)	(特定社債取扱規程) 第 46 条 (省略)
(事業年度) 第 49 条 (省略)	(事業年度) 第 47 条 (省略)
(剰余金の配当等の決定機関) 第 50 条 (省略)	(剰余金の配当等の決定機関) 第 48 条 (省略)
(剰余金の配当の基準日) 第 51 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日及び毎年 9 月 30 日を基準日として行うものとする(本定款において、毎年 3 月 31 日を基準日として行う剰余金の配当を「期末配当」といい、毎年 9 月 30 日を基準日として行う剰余金の配当を「中間配当」という。) 2 (省略)	(剰余金の配当の基準日) 第 49 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日、 <u>毎年 6 月 30 日、毎年 9 月 30 日及び毎年 12 月 31 日</u> を基準日として行うものとする(本定款において、毎年 3 月 31 日を基準日として行う剰余金の配当を「期末配当」といい、毎年 9 月 30 日を基準日として行う剰余金の配当を「中間配当」といい、 <u>毎年 6 月 30 日及び毎年 12 月 31 日</u> を基準日として行う剰余金の配当を「 <u>四半期配当</u> 」という。) 2 (省略)
(配当金の除斥期間) 第 52 条 (省略)	(配当金の除斥期間) 第 50 条 (省略)

現行定款	変更案
別紙 1	別紙 1
(1) 甲種優先株式の優先配当金 甲種優先株式 1 株あたりの優先配当金は、年あたり以下の算式で定める金額とする。 $10 \text{ 円} \times \left(1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{平成 24 年度に実施される優先株式取得・消却後の公的資金残額}} \right)$ 特別優先配当金累積額： 平成 24 年 10 月 2 日以降、当該期末配当の基準日までに支払われた丙種優先株式に係る特別優先配当金の合計額 平成 24 年度に実施される優先株式取得・消却後の公的資金残額： <u>定款第 19 条に定める一斉取得日までに丙種優先株主に支払われるべき特別優先配当金の合計額</u>	(1) 甲種優先株式の優先配当金 甲種優先株式 1 株あたりの優先配当金は、年あたり以下の算式で定める金額とする。 $10 \text{ 円} \times \left(1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{平成 24 年度に実施された優先株式取得・消却後の公的資金残額}} \right)$ 特別優先配当金累積額： 平成 24 年 10 月 2 日以降、当該期末配当の基準日までに支払われた丙種優先株式に係る特別優先配当金の合計額 平成 24 年度に実施された優先株式取得・消却後の公的資金残額：<u>2,049 億円</u>
(2) 丙種優先株式の優先配当金 丙種優先株式 1 株あたりの優先配当金は、年あたり以下の算式で定める (イ) と (ロ) の合計金額とする。 (イ) 基本優先配当金 $7 \text{ 円} \times \left(1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{平成 24 年度に実施される優先株式取得・消却後の公的資金残額}} \right)$ 特別優先配当金累積額： 平成 24 年 10 月 2 日以降、当該期末配当の基準日までに支払われ	(2) 丙種優先株式の優先配当金 丙種優先株式 1 株あたりの優先配当金は、年あたり以下の算式で定める (イ) と (ロ) の合計金額とする。 (イ) 基本優先配当金 $7 \text{ 円} \times \left(1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{平成 24 年度に実施された優先株式取得・消却後の公的資金残額}} \right)$ 特別優先配当金累積額： 平成 24 年 10 月 2 日以降、当該期末配当の基準日までに支払われた丙

現行定款	変更案
た丙種優先株式に係る特別優先配当金の合計額 平成 24 年度に実施される<u>優先株式</u>取得・消却後の公的資金残額： <u>定款第 19 条に定める一斉取得日までに丙種優先株主に支払われるべき特別優先配当金の合計額</u> (ロ) 特別優先配当金 <u>平成 24 年 9 月 28 日以降平成 25 年 3 月 31 日までの間に当銀行が取得した丙種優先株式の取得対価の総額を 2,276 億円から控除した金額を 10 で除した金額（平成 24 年 9 月 27 日開催の株主総会に上程される丙種優先株式の買戻しを原案どおり実施した場合には 204.9 億円とする。）を、当該期末配当の基準日における発行済丙種優先株式の数で除した金額</u>	種優先株式に係る特別優先配当金の合計額 平成 24 年度に実施された<u>優先株式</u>取得・消却後の公的資金残額：<u>2,049 億円</u> (ロ) 特別優先配当金 204.9 億円を、当該期末配当の基準日における発行済丙種優先株式の数で除した金額
別紙 2 (1) 甲種優先株式の優先中間配当金 甲種優先株式 1 株あたりの優先中間配当金は、以下の算式で定める金額とする。 $5 \text{ 円} \times \left[1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{平成 24 年度に実施される優先株式取得・消却後の公的資金残額}} \right]$ 特別優先配当金累積額： 平成 24 年 10 月 2 日以降、当該中間配当の基準日までに支払われた丙種優先株式に係る特別優先配当金の合計額 平成 24 年度に実施される<u>優先株式</u>取得・消却後の公的資金残額：	別紙 2 (1) 甲種優先株式の優先中間配当金 甲種優先株式 1 株あたりの優先中間配当金は、以下の算式で定める金額とする。 $5 \text{ 円} \times \left[1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{平成 24 年度に実施された優先株式取得・消却後の公的資金残額}} \right]$ 特別優先配当金累積額： 平成 24 年 10 月 2 日以降、当該中間配当の基準日までに支払われた丙種優先株式に係る特別優先配当金の合計額 平成 24 年度に実施された<u>優先株式</u>取得・消却後の公的資金残額：<u>2,049 億円</u>

現行定款	変更案
<u>定款第 19 条に定める一斉取得日までに 丙種優先株主に支払われるべき特別優 先配当金の合計額</u> (2) 丙種優先株式の優先中間配当金 丙種優先株式1株あたりの優先中間配当 金は、以下の算式で定める金額とする。 $3 \text{ 円 } 72 \text{ 銭} \times \left(1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{平成 24 年度に実施される優先株式取得・消却後の公的資金残額}} \right)$ 特別優先配当金累積額： 平成 24 年 10 月 2 日以降、当該中間配当 の基準日までに支払われた丙種優先株 式に係る特別優先配当金の合計額 平成 24 年度に実施される優先株式取 得・消却後の公的資金残額： <u>定款第 19 条に定める一斉取得日までに 丙種優先株主に支払われるべき特別優 先配当金の合計額</u>	(2) 丙種優先株式の優先中間配当金 丙種優先株式 1 株あたりの優先中間配当 金は、以下の算式で定める金額とする。 $3 \text{ 円 } 72 \text{ 銭} \times \left(1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{平成 24 年度に実施された優先株式取得・消却後の公的資金残額}} \right)$ 特別優先配当金累積額： 平成 24 年 10 月 2 日以降、当該中間配当 の基準日までに支払われた丙種優先株式 に係る特別優先配当金の合計額 平成 24 年度に実施された優先株式取 得・消却後の公的資金残額：<u>2,049 億円</u>
(新設)	<u>別紙 2-2</u> (1) 甲種優先株式の優先四半期配当金 <u>甲種優先株式 1 株あたりの優先四半期配 当金は、以下の算式で定める金額とする。</u> $\frac{2 \text{ 円 } 50 \text{ 銭}}{1} \times \left(1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{平成 24 年度に実施された優先株式取得・消却後の公的資金残額}} \right)$ 特別優先配当金累積額： <u>平成 24 年 10 月 2 日以降、当該四半期配 当の基準日までに支払われた丙種優先株 式に係る特別優先配当金の合計額</u> <u>平成 24 年度に実施された優先株式取 得・消却後の公的資金残額：2,049 億円</u>

現行定款	変更案
	(2) <u>丙種優先株式の優先四半期配当金</u> <u>丙種優先株式 1 株あたりの優先四半期配当金は、以下の算式で定める金額とする。</u> $\frac{1 \text{ 円}}{86 \text{ 銭}} \times \frac{1 - \frac{\text{特別優先配当金累積額}}{\text{平成 24 年度に実施された優先株式取得・消却後の公的資金残額}}}{1}$ <u>特別優先配当金累積額：</u> <u>平成 24 年 10 月 2 日以降、当該四半期配当の基準日までに支払われた丙種優先株式に係る特別優先配当金の合計額</u> <u>平成 24 年度に実施された優先株式取得・消却後の公的資金残額：2,049 億円</u>
別紙 4 丙種優先株主が取得を請求し得べき期間及び取得の条件 (1) (省略) (2) 取得の条件 丙種優先株主は、下記の取得条件により、当銀行が丙種優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式の交付を請求することができる。 (イ) (省略) (ロ) 取得価額の修正 取得価額は、平成 18 年 10 月 3 日から平成 33 年 10 月 3 日までの毎年 10 月 3 日（以下「修正日」という。）に、下記(a)又は(b)により算出されるその時点の時価（以下「修正後取得価額」という。）に修正される。ただし、計算の結果、算出された金額が 450 円（ただし、下記(ニ)により調整される。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額	別紙 4 丙種優先株主が取得を請求し得べき期間及び取得の条件 (1) (省略) (2) 取得の条件 丙種優先株主は、下記の取得条件により、当銀行が丙種優先株式を取得するのと引換えに当銀行の普通株式の交付を請求することができる。 (イ) (省略) (ロ) 取得価額の修正 取得価額は、平成 18 年 10 月 3 日から平成 33 年 10 月 3 日までの毎年 10 月 3 日（以下「修正日」という。）に、下記(a)又は(b)により算出されるその時点の時価（以下「修正後取得価額」という。）に修正される。ただし、計算の結果、算出された金額が 450 円（ただし、下記(ニ)により調整される。以下「下限取得価額」という。）を下回る場合には、下限取得価額をもって修正後取得価額

現行定款	変更案
とし、540 円（ただし、下記(ニ)により調整される。以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、上限取得価額をもって修正後取得価額とする。 (a) 当銀行の普通株式が、各修正日に先立つ45取引日目時点でいずれかの<u>証券</u>取引所に上場されている場合又はいずれかの証券業協会が備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合（以下「上場している場合」という。）には、当該45取引日目から始まる30取引日の当該<u>証券</u>取引所又は当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場（以下「店頭市場」という。）における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、当該45取引日目の時点で、当銀行の普通株式が上場又は取引されている<u>証券</u>取引所又は店頭市場が合せて複数に及ぶ場合には、当該45取引日間の出来高の合計額が最も多い<u>証券</u>取引所又は店頭市場における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値に基づき算出した平均値とする。 (b) 当銀行の普通株式が、各修正日に先立つ45取引日目時点でいずれの<u>証券</u>取引所又は店頭売買有価証券登録原簿にも上場又は登録されていない場合（以下「上場していない場合」という。）には、次に定める算式による1株あたり純資産額とする。 （以下、省略）	とし、540 円（ただし、下記(ニ)により調整される。以下「上限取得価額」という。）を上回る場合には、上限取得価額をもって修正後取得価額とする。 (a) 当銀行の普通株式が、各修正日に先立つ45取引日目時点でいずれかの<u>金融商品</u>取引所に上場されている場合又はいずれかの証券業協会が備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合（以下「上場している場合」という。）には、当該45取引日目から始まる30取引日の当該<u>金融商品</u>取引所又は当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場（以下「店頭市場」という。）における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、当該45取引日目の時点で、当銀行の普通株式が上場又は取引されている<u>金融商品</u>取引所又は店頭市場が合せて複数に及ぶ場合には、当該45取引日間の出来高の合計額が最も多い<u>金融商品</u>取引所又は店頭市場における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値に基づき算出した平均値とする。 (b) 当銀行の普通株式が、各修正日に先立つ45取引日目時点でいずれの<u>金融商品</u>取引所又は店頭売買有価証券登録原簿にも上場又は登録されていない場合（以下「上場していない場合」という。）には、次に定める算式による1株あたり純資産額とする。 （以下、省略）
別紙5 甲種優先株式の一斉取得価額 甲種優先株式の一斉取得価額は、次のとおりとする。 (1) 当銀行の普通株式が、一斉取得日に先立	別紙5 甲種優先株式の一斉取得価額 甲種優先株式の一斉取得価額は、次のとおりとする。 (1) 当銀行の普通株式が、一斉取得日に先立

現行定款	変更案
つ 45 取引日目の時点で、いずれかの<u>証券</u>取引所に上場されている場合又はいずれかの証券業協会が備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合には、当該 45 取引日目から始まる 30 取引日の当該<u>証券</u>取引所又は当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場（以下「店頭市場」という。）における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、当該 45 取引日目の時点で、当銀行の普通株式が上場又は取引されている<u>証券</u>取引所又は店頭市場が合せて複数に及ぶ場合には、当該 45 取引日目から一斉取得日の前日までの出来高の合計額が最も多い<u>証券</u>取引所又は店頭市場における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値に基づき算出した平均値とする。当該計算にあたっては、円位未満小数第 2 位まで算出しその小数第 2 位を四捨五入する。 (2) 当銀行の普通株式が、一斉取得日に先立つ 45 取引日目の時点で、いずれの<u>証券</u>取引所又は店頭売買有価証券登録原簿にも上場又は登録されていない場合には、「平成 34 年 3 月 31 日現在の連結貸借対照表の純資産の部合計（新株予約権及び少数株主持分を除く。）」から「平成 34 年 3 月 31 日現在の発行済第四回優先株式の発行価額総額」を控除した額を「平成 34 年 3 月 31 日現在の発行済普通株式数（自己株式数を除く。）」で除した額とする。 (3)（省略）	つ 45 取引日目の時点で、いずれかの<u>金融商品</u>取引所に上場されている場合又はいずれかの証券業協会が備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合には、当該 45 取引日目から始まる 30 取引日の当該<u>金融商品</u>取引所又は当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場（以下「店頭市場」という。）における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、当該 45 取引日目の時点で、当銀行の普通株式が上場又は取引されている<u>金融商品</u>取引所又は店頭市場が合せて複数に及ぶ場合には、当該 45 取引日目から一斉取得日の前日までの出来高の合計額が最も多い<u>金融商品</u>取引所又は店頭市場における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値に基づき算出した平均値とする。当該計算にあたっては、円位未満小数第 2 位まで算出しその小数第 2 位を四捨五入する。 (2) 当銀行の普通株式が、一斉取得日に先立つ 45 取引日目の時点で、いずれの<u>金融商品</u>取引所又は店頭売買有価証券登録原簿にも上場又は登録されていない場合には、「平成 34 年 3 月 31 日現在の連結貸借対照表の純資産の部合計（新株予約権及び少数株主持分を除く。）」から「平成 34 年 3 月 31 日現在の発行済第四回優先株式の発行価額総額」を控除した額を「平成 34 年 3 月 31 日現在の発行済普通株式数（自己株式数を除く。）」で除した額とする。 (3)（省略）
別紙 6 丙種優先株式の一斉取得価額 丙種優先株式の一斉取得価額は、次のとおりとする。 (1) 当銀行の普通株式が一斉取得日に先立つ	別紙 6 丙種優先株式の一斉取得価額 丙種優先株式の一斉取得価額は、次のとおりとする。 (1) 当銀行の普通株式が一斉取得日に先立つ

現行定款	変更案
45 取引日目時点で、いずれかの<u>証券</u>取引所に上場されている場合又はいずれかの証券業協会が備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合には、当該45 取引日目から始まる 30 取引日の当該<u>証券</u>取引所又は当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場（以下「店頭市場」という。）における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、当該 45 取引日目の時点で、当銀行の普通株式が上場又は取引されている<u>証券</u>取引所又は店頭市場が合せて複数に及ぶ場合には、当該 45 取引日目から丙種一斉取得日の前日までの出来高の合計額が最も多い<u>証券</u>取引所又は店頭市場における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値に基づき算出した平均値とする。当該計算にあたっては、円位未満小数第 1 位まで算出しその小数第 1 位を四捨五入する。 (2) 当銀行の普通株式が当該時点でいずれの<u>証券</u>取引所又は店頭売買有価証券登録原簿にも上場又は登録されていない場合には、別紙 4「丙種優先株主が取得を請求し得べき期間及び取得の条件」の(2)-(ロ)-(b)に定める算式による 1 株あたり純資産額とする。 (3) (省略)	45 取引日目時点で、いずれかの<u>金融商品</u>取引所に上場されている場合又はいずれかの証券業協会が備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合には、当該45 取引日目から始まる 30 取引日の当該<u>金融商品</u>取引所又は当該証券業協会が開設する店頭売買有価証券市場（以下「店頭市場」という。）における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。なお、当該 45 取引日目の時点で、当銀行の普通株式が上場又は取引されている<u>金融商品</u>取引所又は店頭市場が合せて複数に及ぶ場合には、当該 45 取引日目から丙種一斉取得日の前日までの出来高の合計額が最も多い<u>金融商品</u>取引所又は店頭市場における当銀行の普通株式の普通取引の毎日の終値に基づき算出した平均値とする。当該計算にあたっては、円位未満小数第 1 位まで算出しその小数第 1 位を四捨五入する。 (2) 当銀行の普通株式が当該時点でいずれの<u>金融商品</u>取引所又は店頭売買有価証券登録原簿にも上場又は登録されていない場合には、別紙 4「丙種優先株主が取得を請求し得べき期間及び取得の条件」の(2)-(ロ)-(b)に定める算式による 1 株あたり純資産額とする。 (3) (省略)

以 上